

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例（仮称）素案に関するパブリックコメントの提出意見（概要）及び意見に対する市の考え方

1 目的の達成に向けて

意見等の概要	意見に対する市の考え方
本条例の目的達成のため、条例成立以降、導入事業者および別府市民を対象に、条例及び関係法令等の説明が必要であると思えます。	お見込みのとおり、条例の制定後においても事業者あるいは市民を対象とする説明会や学習会の開催を検討しているところであります。

2 用語の定義について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
温泉発電においては、温泉水や蒸気を供給する事業者(熱供給事業者)が存在することから、この事業者も「導入事業者」として明文化すべきであると思えます。	本条例では、最終的な管理責任者は設備を所有する事業者と考えております。よって、本条例の手続の中で取り交す誓約書の相手も設備所有者と解しております。 一方、温泉供給事業者には現行の別府市環境保全条例により適正な管理を義務付けられております。
別荘所有者についても、近隣関係者として導入事業者による温泉発電等の導入計画を把握できるよう、地元説明会の範囲及びその周知に関して厳格な指導をお願いします。	事前協議の終了に向けた指示書の交付段階で、ご意見の内容も踏まえた上で、徹底を強く図っていきたいと考えています。

3 市及び導入事業者等の責務について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
市の責務に関して「関係法令を遵守するよう」の文言ではなく、目的にも書かれているように、「自然環境や生活環境との調和を図るために」と変更して欲しいと思えます。	関係法令には自然環境や生活環境の保全を図るための条例、つまり別府市環境保全条例も含まれることから、その条例を遵守することは自然環境や生活環境を保全するものと解しております。
導入事業者等の責務に関して、「近隣関係者、近隣温泉関係者の理解を得るために必要な説明等を積極的に行わなければならない」という文言があるが、「理解を得る」の基準等はどうか考えていますか。	この文言は、関係者への説明を導入事業者の責務として規定したものです。関係者の理解度自体を厳密に問うものではありませんのでご理解をお願いします。

5-1、2 事前協議の実施及び開始について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
事前協議の実施に関して、「着工する前に事前協議を行うものとします」とあるが、事前協議中の着工を避けるため、「着工前に事前協議を行い完了させるものとします」という条文にできないでしょうか。	本条例では、要綱上の工事の定義とは異なり、設置工事以外の基礎工事も含め工事全般を指しています。よって、着工前には事前協議が完了したことが市で確認できているものと解しています。

<p>仮に、事前協議の途中及び事前協議を行わない状況で設置工事が着工された場合、改善勧告に伴い、事前協議完了の承認まで工事の中止をさせることは可能ですか。</p>	<p>「市の責務」及び「改善勧告や同意の取消、公表等」で対応できるものと考えております。</p>
<p>暴力団関係者との関係が判明した時点で、市は導入事業者に当該関係者を排除する旨を通知し、その報告を受ければ（事前協議完了に向けた）指示書を交付するとしていますが、民間と同様に、暴力団関係者との関係性を理由に指示書の交付を拒否するべきだと思います。</p>	<p>本条例では、指示書の不交付など、暴力団関係者の排除に向けた事項を盛り込み、厳格に対処してまいります。ご意見に関しては、暴力団関係者が排除されれば不交付事由がなくなりますので指示書の交付となりますが、当該事案ごとに厳正に対応を図っていきたいと考えております。</p>

5-4 地元説明会等について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
<p>「発電施設ごとに当該事業に関する説明を導入事業者自らがを行い、」という文言について、発電施設の所有者ごとに説明会が行われると考えて良いですか。また、同じ泉源を利用した複数の発電設備について、所有者と運営主体が別の企業であれば、それぞれ別個に説明会を行うという形になりますか。</p>	<p>本条例では、所有者ごとの開催ではなく、発電施設ごとに地元説明会を開催することを条文化しています。また、地元説明会の主催者につきましては、所有者又はその予定者が主催するものが地元説明会と考えております。</p>
<p>設備所有者の出席の下での地元説明会の開催に関して、条例の厳格な適用を期待します。</p>	
<p>導入事業者の責務と整合を取るため、「意見を把握する」の文言を「理解を得る」と修正できないでしょうか。</p>	<p>「理解を得る」ことが同意を得ることと同等であるかのような誤解を避けるために、「意見を把握する」とさせていただいております。</p>
<p>導入事業者の定義が「導入しようとする者」又は「所有権を有する予定の者」となっているが、この定義であると、どちらか一方が導入事業者として解釈されるため、両者が地元説明会に同席するような条文にした方が良いと思います。</p>	<p>本条例では、最終的な管理責任を有する設備の所有者又は予定者を導入事業者とし、当該事業者が主催する説明会を地元説明会と考えますので、これを徹底していきたいと考えております。</p>
<p>蒸気や音の問題が発生する以上、隣接住民には重大な影響があると考えられますので、当該住民の同意が必要であると思います。</p>	<p>本市としましては、同意という規制は、事業者の権利の行使に関して、それに利害を有する者の私的な判断に委ねる規制と考えており、行政側がその領域に踏み込むことは事業者側の財産権の侵害にあたりと解しています。</p>
<p>「地元説明会を必要な回数開催する」とあるが、この回数の判断は導入事業者が行うのではなく、市や近隣関係者が関与して行うべきと考えるので検討願いたい。</p>	<p>開催回数の指定を行わないのは、説明会の中で近隣関係者側からさらなる開催の要望が上がる場合があると想定されているからであり、事業の内容によっては数回の開催が必要になると解しています。</p>

<p>導入事業者による地元説明会の開催周知について、近隣関係者のスケジュール調整も考慮して、要綱の1週間前から最低でも2週間前以上と期限を変更した方が良いと思います。</p>	<p>導入事業者による地元説明会の開催時期の設定に関わることで考えますので、ご意見の内容も踏まえ、本条例の運用にあたっては導入事業者側に事業計画の早い段階で周知期間を考慮するよう要請していきたいと考えます。</p>
<p>水利関係者への説明に関して、市の担当部署から当該水利関係者に対して該当した旨を伝えるルール化が必要だと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

5-5 周辺環境の影響（予測）調査等について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
<p>設備、排水からの蒸気について生活する上で許容範囲を超えるような状態を放置されては困るので何らかの措置が必要だと思います。</p>	<p>現行の別府市環境保全条例で対応できるものと考えております。また、条例においては、影響（予測）調査の段階で事業者に措置を要請できるものと考えております。</p>
<p>影響（予測）調査の結果について地元説明会等で公表するようにできないでしょうか。</p>	<p>本条例では影響（予測）調査の結果を地元説明会の場で近隣関係者に説明すべきものとしており、規則に盛り込んでいくこととしております。</p>
<p>騒音に対する規制や対策、モニタリングの義務についての記載がないので追加した方が良いと思います。特にモニタリングは信用できる機関や市が責任をもって行って欲しいです。</p>	<p>発電所敷地内からの騒音に関しては、電気事業法（騒音規制法準拠）及び別府市環境保全条例で規制及び対策を図っております。また、今回の条例でも、騒音防止策の提示を求めするなど、生活環境の保全に努めているところです。なお、モニタリングにつきましてはご意見として承ります。</p>

5-7 モニタリングの要請について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
<p>既存温泉とは、くみ上げ停止をしているものも含め、温泉台帳に記載されているもの全てを指しますか。</p>	<p>既存源泉につきましては、温泉台帳に記載されているもので廃止届出が出されていないものと解しております。</p>

5-8 着工及び完了の届出について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
<p>発電設備等の設備工事の完了について、別府市の担当部署による「5-5-(2)発電所からの騒音防止の計画策定」に係る工事の完了及び防止効果の確認が必要だと思います。</p>	<p>お見込みのとおり、本条例では工事完了後の現地確認時には騒音防止策もチェック項目の一つとして認識しているところであります。</p>

5-12 設備の廃止について

意見等の概要	意見に対する市の考え方
<p>発電設備等の撤去及び廃止に関して、廃止が決まった時点から撤去までの期限を1年以内と明記して欲しいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

7 改善勧告や同意の取消、公表等

意見等の概要	意見に対する市の考え方
罰則に“停止命令”が含まれていない以上、業者が対策や指示に従わない場合は、市の責任で対策措置を実施してほしいと思います。	「市の責務」及び「改善勧告や同意の取消、公表等」で対応できるものと考えております。

※その他

意見等の概要	意見に対する市の考え方
本条例の施行前に設置完了している発電所についても、所有者が立ち会っての地元説明会(事後報告)の開催及びモニタリングの実施を義務付けできないか検討願いたい。	施行前の既設発電所に関しては要綱に基づいて要請しています。なお、こうした既設発電所に対しての本条例の遡及適用は、規模の拡大などの変更がない以上は難しいものと考えております。
温泉発電等の導入で問題等が発生する前に、「温泉資源」に関して見直しを図る必要があると思います。	「温泉資源」の状況に関しては、今後市の内部で検討していきます。
近隣の住民の同意を得るために、温泉発電等の導入に伴う影響等を十分説明するとともに、条例に従い導入の手続を行うなど、「地域の協働」に力を入れていく必要があると思います。	ご意見として承ります。